

公募型プロポーザル実施の公示

2024年4月24日

一般財団法人関西観光本部

次のとおり、公募型プロポーザルの企画提案書の提出を招請します。

1. 事業概要

(1) 事業の名称

令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業（地域周遊観光促進事業）（「万博プラス関西観光」商品造成事業）「滞在コンテンツ造成事業」（以下、「本事業」という。）

(2) 事業の目的

2025年の大阪・関西万博は関西の観光事業にとってまさに千載一遇のチャンスであり、万博来場者を関西各地域に誘うための具体的な取り組みが必要である。関西観光本部（以下、「当本部」という）では、2023年から2025年までの3ヶ年において、関西2府8県4政令市（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、福井県、三重県、京都市、大阪市、堺市、神戸市）の関係者と連携して「万博プラス関西観光推進事業」を推進することとし、万博をテーマとした新しい旅行商品・コンテンツの造成やプロモーション、関西各地の魅力や文化等も含めた情報発信を一体的に行うとともに、関西の観光情報や安心安全情報を一元的に提供する情報基盤の整備を推進していく。

本事業では上記の取り組みの一環として、関西各地に存在する万博のテーマと親和性のある観光コンテンツや地域の魅力を活かした観光コンテンツを旅行商品化につなげるべく、観光コンテンツの収集と磨き上げ、情報整理（タリフ化）を行う。

(3) 事業の概要

本事業では、連携自治体（関西2府8県4政令市）や関連事業者から観光コンテンツの収集を行い、観光コンテンツを磨き上げ、モデルコースの作成を行う。また、収集した観光コンテンツをWeb上で閲覧可能となるよう、デジタルタリフの作成およびデータベース化を行う。さらに、デジタルタリフの内容を日本語および多言語に翻訳し、冊子版タリフを作成する。

(4) 委託金額の上限

17,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む）

2. 参加資格要件

- (1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」に該当しないほか、第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 過去に本事業と同規模又は同趣旨の事業の実績があること。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒530-0005 大阪市北区中之島2丁目2番2号 大阪中之島ビル7階
一般財団法人関西観光本部 EXP02025 関西観光推進協議会事務局 担当：大平、高松
メールアドレス：koiki-sinsei@kansai.or.jp

(2) 応募期間、及び応募方法

- ア 応募期間：2024年4月24日（水）～2024年5月8日（水）17:00まで
- イ 応募方法：全書類を下記URLよりダウンロードし、応募申込書は電子メールにて上記（1）

に提出のこと。

募集要領

URL1 https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/04/01_募集要領_e240424-1.pdf

仕様書

URL2 : https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/04/02_仕様書_e240424.pdf

評価要領

URL3: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/04/03_評価要領_e240424.pdf

評価基準

URL4: https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/04/04_評価基準_e240424.pdf

様式 1～5

URL5:

https://kansai.or.jp/wordpress/wp-content/uploads/2024/04/05_提案様式1～5_e240424.docx

※応募申込書は上記期限内の到着分を有効とする。

(3) 企画提案書の提出期限、提出先及び方法

2024年5月8日（水）17：00までに電子メールと郵送の2つの方法にて提出のこと。

提出先は上記（1）に同じ。

募集要領に基づき正本1部（社名あり）・副本5部（社名なし）提出のこと。

※上記提出期限は、データ送付期限を指す。

※別途郵送にて、同部数を提出のこと。

(4) 質疑の受付期間

2024年4月30日（火）17：00まで ※メールでのみ受付

質疑のあった事業者への直接回答、並びに当本部 HP にて順次全て掲載し、閲覧に供する。

閲覧場所 URL : <https://kansai.or.jp/notice.html>

(5) 説明会の日時及び場所等

説明会は行わない。

(6) 企画提案に関するプレゼンテーションの日時

文書審査のみとし、プレゼンテーションは行わない。

4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 : 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 : 上記3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 選定委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、公表の翌

日から1年間は公表することとする。

①相手方を決定した日

②候補者の名称

③評価基準

④参加者名称（候補者を含む）

⑤審査結果（評価項目ごとの選定委員の評価点の合計）

※参加者（候補者を含む）の名称は五十音順で表記し、審査結果は総合点の点数順で表記する。

※参加者が2者の場合、次点者の得点は公表しない。

※審査結果は、参加者の名称が特定されないように記載する。

（8）事業の詳細は募集要領による。

以上